

(参考) 都市・地域総合交通戦略要綱

都市・地域総合交通戦略要綱

平成21年3月16日

都市・地域整備局長

第一 目的

この要綱は、進展する少子・超高齢社会への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減等のため、過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携し適切な役割分担のもと、望ましい都市・地域像の実現を図る観点から、地方公共団体を中心として、関係機関・団体等が相互に協力し、都市・地域が抱える多様な課題に対応すべく、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るものであり、もって魅力と活力があふれる都市・地域の整備を行うことを目的とする。

第二 協議会

1. 地方公共団体は、都市・地域総合交通戦略(以下「総合交通戦略」という。)に基づく取組を進めようとする場合、関係機関・団体等から構成される協議会を設置することができる。
2. 協議会は、必要があると認めるときは、利用者、地域住民の代表その他必要な者の意見を聴くことができる。
3. 前項の都市を管轄する地方整備局等は、協議会に対し必要な助言その他の援助を行うものとする。

第三 総合交通戦略の策定

1. 地方公共団体又は協議会(以下「協議会等」という。)は、次の各号に掲げる事項を定めた総合交通戦略の作成を行うことができる。
 - (1) 都市における現状及び課題
 - (2) 都市が目指す将来像
 - (3) 総合交通戦略の区域
 - (4) 総合交通戦略の目標
 - (5) 目標達成に必要となる施策・事業
 - (6) 関係者の役割分担を踏まえた実施プログラム
 - (7) 推進体制
 - (8) その他必要な事項
2. 協議会等は、前項により策定された戦略を、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。
3. 国土交通大臣は、前項の申請を受けた場合において、総合交通戦略が次の各号に定める全ての要件に該当すると認められる場合は、当該戦略を認定するものとする。
 - (1)戦略に基づく施策・事業に關係する多様な実施主体により策定されていること
 - (2)戦略の目標が、都市が目指す将来像にふさわしいものであること
 - (3)必要となる施策・事業が前号の将来像の実現に十分なものであること
 - (4)実施プログラム、推進体制が適切であること
4. 国土交通大臣は、前項の規定により当該計画の認定をしたときは、協議会等に通知するものとする。

第四 支援措置

1. 国は、協議会等に対して、第三3項により認定した戦略に係る施策・事業に対し、予算措置その他の総合的支援を講じるものとする。